

食品廃棄物等の発生抑制等の 取組の見える化の仕組み

説明資料

令和 8 年 8 月 6 日（木）

食品廃棄物等の発生抑制等の取組の見える化の仕組み構築に向けた検討

背景・目的

- 食品ロス削減推進会議（令和6年7月）における岸田総理指示や、食品リサイクル法基本方針（令和7年3月告示）等において、食品事業者による食品廃棄物等の発生抑制等の取組の開示強化や、取組を適正に評価する仕組みを構築することとされた。
- 食品リサイクル法の定期報告で得られる情報を活用し、①見える化する仕組み、②各企業における取組を適正に評価する仕組み、を構築することとした。
 - ①見える化する仕組み：食品リサイクル法に基づく定期報告（年間約2,800事業者）のオンライン化及び当該報告内容の開示（任意、年間約2,700事業者）方法の改善。
 - ②各企業における取組を適正に評価する仕組み：業種間比較が困難な抑制量の代わりとなる評価指標（ベンチマーク）の開発

スケジュール

年度	①見える化	②適正な評価
令和7年度		評価指標の調査・設計 ・学識経験者・食品事業者等による検討 ・省エネ法等の先行事例調査 ・関係者ヒアリング ・事業者クラス分け方法の検討 等
令和8年度	システム開発	評価指標（ベンチマーク）の更なる検討
令和9年度	試行	・ベンチマークによる試算 ・インセンティブ措置や支援のあり方の議論
令和10年度～	本格実施	ベンチマークの改善 etc.

令和7年度における検討状況

- **制度設計の方向性を議論**
省エネ法等の先行事例を踏まえ、評価・開示に関する基本的考え方を共有
- ↓
- **指標案の比較検討**
A案（定量評価のみ）・B案（定量評価と定性評価の組合せ）の2案を比較検討
- ↓
- **事業者アンケートの実施（定性指標について）**
- ↓
- **指標案を最終化**

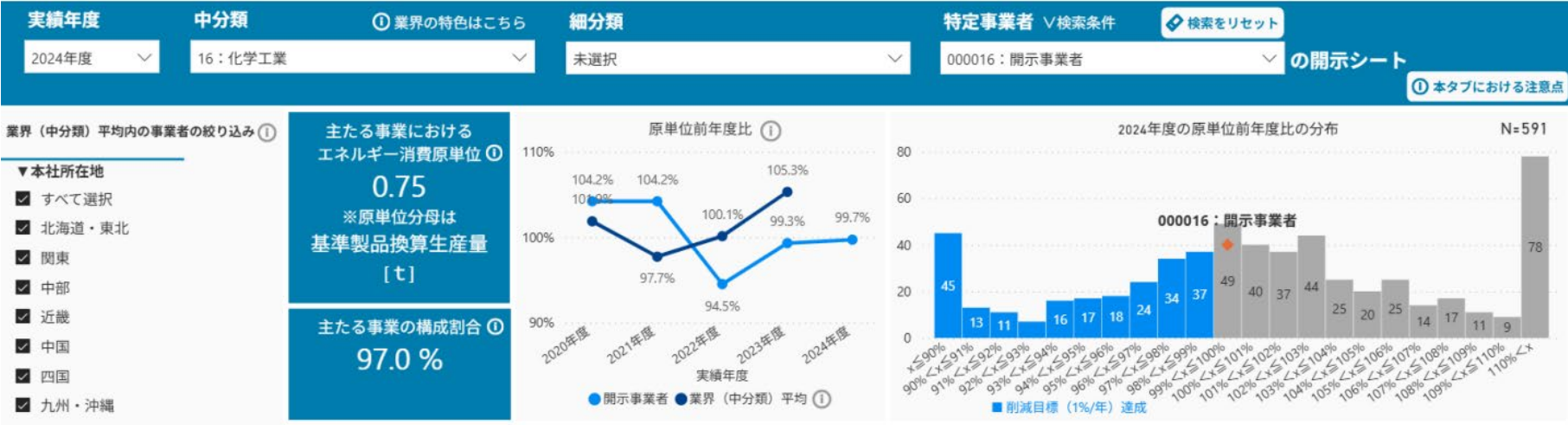
開示【素案】

- 食品関連事業者が**定期報告**で提出する情報の一部を**農林水産省HP**で**開示**し、**消費者や投資家等**が見られるようにする
- 開示する／しないは任意**（事業者が開示を宣言）
- 企業の開示情報にリンク**（統合報告書、サステナビリティレポート等）

(現在公開されている報告内容)

(開示シートのイメージ)

開示シート（タブ2_エネルギー使用の合理化）



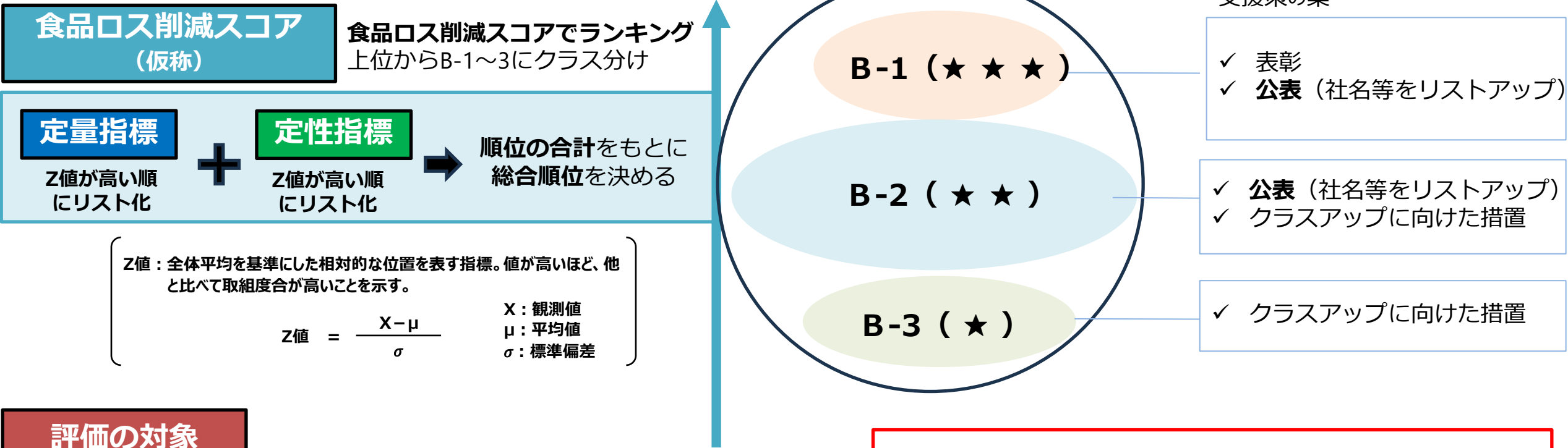
食品リサイクル法に基づく定期報告において、報告内容を開示することに関意いただいた事業者一覧				
年度	食品リサイクル法に基づく定期報告の提出状況	基準食品リサイクル率	開示率	開示率の算出方法
2024年度	提出済	95%	95%	提出済事業者数/提出済事業者数
開示事業者の状況				
順位	事業者名	報告内容	開示率	開示率の算出方法
1	マルハニチロの食品株式会社	報告書	95%	提出済事業者数/提出済事業者数
2	株式会社 味の素	報告書	95%	提出済事業者数/提出済事業者数
3	株式会社 味の素	報告書	95%	提出済事業者数/提出済事業者数
4	大塚食品株式会社	報告書	95%	提出済事業者数/提出済事業者数
5	株式会社 味の素	報告書	95%	提出済事業者数/提出済事業者数
6	日本フーズ株式会社	報告書	95%	提出済事業者数/提出済事業者数
7	株式会社 サイ	報告書	95%	提出済事業者数/提出済事業者数
8	日本フーズ株式会社	報告書	95%	提出済事業者数/提出済事業者数
9	株式会社 サイ	報告書	95%	提出済事業者数/提出済事業者数
10	株式会社 サイ	報告書	95%	提出済事業者数/提出済事業者数
11	株式会社 サイ	報告書	95%	提出済事業者数/提出済事業者数
12	株式会社 サイ	報告書	95%	提出済事業者数/提出済事業者数
13	株式会社 サイ	報告書	95%	提出済事業者数/提出済事業者数
14	株式会社 サイ	報告書	95%	提出済事業者数/提出済事業者数
15	株式会社 サイ	報告書	95%	提出済事業者数/提出済事業者数

省エネ法HP：省エネ法の概要 | 事業者向け省エネ関連情報 | 省エネポータルサイト

※変更の可能性があります、確定したものではない。

昨年度検討された評価の仕組み 概要

食品リサイクル法の**定期報告**（※）で得た情報を基に、以下の**基準**を用いて、**業種別（製造、小売、外食）の3業種**にクラス分け。
（※）食品廃棄物等多量発生事業者（前年度の発生量が100トン以上）が毎年度報告するもの。省令改正で内容修正予定。



評価の対象

次の2点を満たす食品関連事業者

1. 食品廃棄物等の前年度の発生量が100トン以上
2. 業種別の目標値「基準発生原単位」が設定されている

※ 実態を踏まえ、卸売業は除く（将来的に単位が発生したら、対象にしていく）

今年度は、
より広く意見を募りながら、
公平かつ食品ロス削減や食品リサイクルの推進に有効な
仕組みを検討

評価指標の概要

- **食品リサイクル法の定期報告に記載された各種データ**（食品廃棄物等の発生量や食品循環資源の再生利用等）をもとに、定量指標及び定性指標を用いて、スコア化して評価する。
- **定量指標**については、①**自社の発生抑制、再生利用の取組状況（自社比較）**並びに、②**業種別基準と比べた発生抑制の取組状況（業界比較）**について、それぞれスコアを算出。
- **定性指標**においては、食品ロス削減・食品リサイクルに係る発生抑制、再生利用等の観点から、食品廃棄物等の発生抑制等に向けた取組状況を評価する。

食品リサイクル法の定期報告

【対象】

食品廃棄物等の前年度の発生量が
100トン以上の食品関連事業者

【内容】

食品廃棄物等の発生量や
食品循環資源の再生利用等の状況

- ・ 発生量等（定量的な情報）
- ・ 取組状況（定性的な情報）



評価指標

定量指標

自社比較 （絶対評価）

自社の発生抑制、
再生利用の取組状況

業界比較 （相対評価）

業種別基準と比べた
発生抑制の取組状況

定性指標

例：方針・体制、発生抑制、再生利用、情報開示など

評価指標① 「自社比較」について

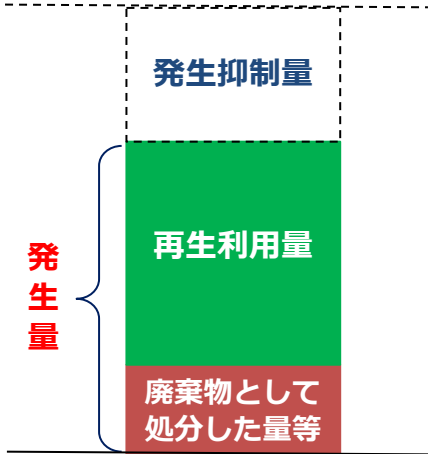
- 「**自社比較**」では、食品廃棄物等を「発生させない取組」（＝**発生抑制**）と「発生したものを**再生利用**する取組」の両面から評価。
- 発生抑制と再生利用の割合が高いほど、高評価。
- **発生抑制量**の計算に当たっては、**事業規模の変化による影響を補正**。
- 発生抑制の取組を実施しなかった場合に発生したと考えられる食品廃棄物の量を基準として、どの程度の努力が行われたかを評価。

定量指標

自社比較
(絶対評価)

$$= \frac{\text{発生抑制量} \times 1 + \text{再生利用量} \times 2}{\text{発生抑制量} + \text{発生量} \times 3}$$

- ※ 1 基準年度（平成19年度又は事業開始年度）との事業規模の変化を補正し、発生抑制をしなかった場合に発生した可能性のある量に対して、どの程度の努力が行われたかを評価するもの。
- ※ 2 直近年度の肥料化、飼料化、きのこ菌床、メタン化などへの活用（熱回収や減量焼却・埋立は含まない）
- ※ 3 直近年度の食品廃棄物等の発生量（再生利用量を含む。）



指標から分かること

- ✓ 過去の事業者自身と比べた削減努力と、直近年度の再生利用の努力を考慮（昨年度の検討会において、発生抑制だけでなく、再生利用の実施状況も反映すべきとの意見）
- ✓ 食品廃棄物等の発生“量”ではなく、削減や再利用“率”にしているため、売上げや営業規模にかかわらず比較可能な指標

留意すべき点

- ✓ 営業の態様や品目の違いによる影響を評価できない
例）一次原料の残さが生じる品目と加工度合いの低い品目
例）ポーションからの飲料を提供する店舗と店頭で煎れて提供する店舗の違い
- ✓ 企業再編や起業時期により基準年度が変わる。特に、企業再編により基準年度がリセットされる可能性がある。

評価指標②「業界比較」について

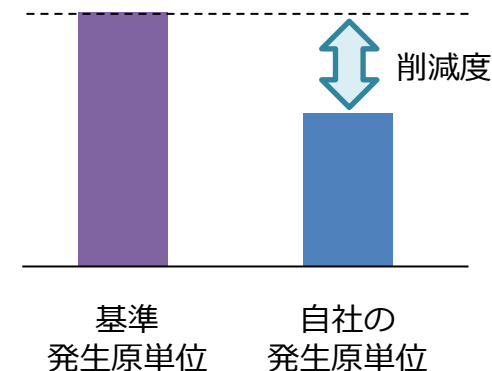
- 「業界比較」では、自社の発生抑制の取組状況について、業種別に設定された目標値（基準発生原単位）との差を指標として評価。
- 自社の発生原単位が業種別目標値（基準発生原単位）に対して少ないほど、高評価。

定量指標

業界比較 (相対評価)

$$= \frac{\text{基準発生原単位}^{\ast 1} - \text{自社の発生原単位}^{\ast 2}}{\text{基準発生原単位}}$$

- ※ 1 業種別（牛乳・乳製品製造業、各種食料品小売業等）の単位売上げ高当たりの発生量の目標値。
約 7 割の事業者が達成可能な水準で設定。
業種によっては、売上高以外の指標（製造量、客数など）を用いる。
- ※ 2 単位売上げ高当たりの発生量。
業種によっては、売上高以外の指標（製造量、客数など）を用いる。



指標から 分かること

- ✓ 営業の態様や品目の違いによる影響を**一定程度**緩和した比較が可能。
- ✓ 同業種間の比較に活用することで、先進的な取組の横展開につなげやすい。

留意すべき点

- ✓ 設定されている業種区分は、全75業種中35業種のみ。残りの40業種区分は、基準原単位の設定なしに比較できない。

(参考)複数の業種区分に該当する場合の算出方法

- 定量指標は、事業者の業種ごとに算出した絶対評価と相対評価のZ値（※）を用いて、以下の計算式にて算出する。

$$\boxed{\text{定量指標}} = \boxed{\text{自社比較 (絶対評価)}} \times 0.5 + \boxed{\text{業界比較 (相対評価)}} \times 0.5$$

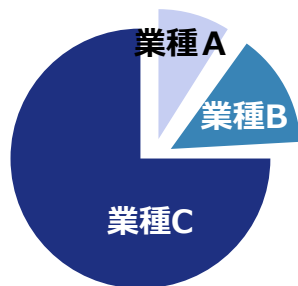
（※）Z値：全体平均を基準にした相対的な位置を表す指標。値が高いほど、他と比べて取組度合いが高いことを示す。

$$Z\text{値} = \frac{X - \mu}{\sigma}$$

X：観測値
μ：平均値
σ：標準偏差

- 複数の業種区分に該当する場合、業種ごとの定量指標を、食品廃棄物等の発生量の構成比で按分し、合算する。
（「業種ごとの定量指標」×「業種ごとの食品廃棄物等発生量の構成比」＝「事業者全体の定量指標」）
- これにより、事業者の業種ごとの取組が、発生量の構成比に応じて反映される。

<例>



業種A

- ・ 定量指標（Z値）0.32
- ・ 発生量の構成比10%

業種B

- ・ 定量指標（Z値）0.55
- ・ 発生量の構成比15%

業種C

- ・ 定量指標（Z値）0.7
- ・ 発生量の構成比75%

	業種A		業種B		業種C
当事業者の定量指標（Z値）＝	0.32×0.1	＋	0.55×0.15	＋	0.7×0.75
	＝ 0.64				

(参考)基準発生原単位について

- **基準発生原単位**は、食品廃棄物等の発生抑制を促進するため、**業種別の発生抑制目標値**として設定。
- **売上高や製造量など、事業活動量あたりの**食品廃棄物等の発生量（発生原単位）を指標として用いる。
- 当該業種に属する事業者の概ね**7割が達成**している水準をもとに設定。
- 現行の基準発生原単位は、2024年度～2028年度の目標値。

食品製造業			
業種区分	基準発生原単位	業種区分	基準発生原単位
肉加工品製造業	113kg／百万円	パン製造業	165kg／百万円
牛乳・乳製品製造業	101kg／百万円	菓子製造業	249kg／百万円
その他の畜産食料品製造業	501kg／t	食用油脂加工業	44.7kg／t
水産缶詰・瓶詰製造業	480kg／百万円	麺類製造業	192kg／百万円
水産練製品製造業	227kg／百万円	豆腐・油揚げ製造業	2,005kg／百万円
野菜漬物製造業	571kg／百万円	冷凍調理食品製造業	317kg／百万円
味そ製造業	115kg／百万円	そう菜製造業	211kg／百万円
しょうゆ製造業	895kg／百万円	すし・弁当・調理パン製造業	177kg／百万円
ソース製造業	29.7kg／t	レトルト食品製造業	127kg／百万円
食酢製造業	155kg／百万円	清涼飲料製造業（コーヒー、果汁など残さが出るものに限る。）	421kg／kl

食品卸売業	
業種区分	基準発生原単位
食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものに限る。）	14.8kg／百万円

食品小売業	
業種区分	基準発生原単位
各種食料品小売業	41.0kg／百万円
食肉小売業（卵・鳥肉を除く）	28.3kg／百万円
菓子・パン小売業	76.1kg／百万円
コンビニエンスストア	41.8kg／百万円

外食業	
業種区分	基準発生原単位
食堂・レストラン（麺類を中心とするものに限る。）	170kg／百万円
食堂・レストラン（麺類を中心とするものを除く。）	114kg／百万円
居酒屋等	114kg／百万円
喫茶店	83.3kg／百万円
ファーストフード店	83.3kg／百万円
その他の飲食店	83.3kg／百万円
持ち帰り・配達飲食サービス業（給食事業を除く。）	141kg／百万円
給食事業	278kg／百万円
結婚式場業	0.826kg／人
旅館業	0.570kg／人

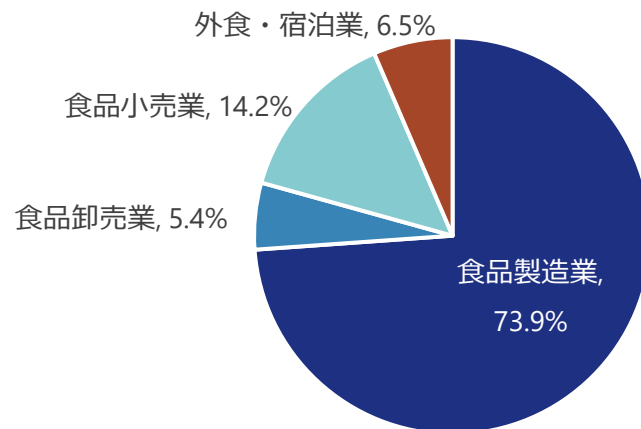
定性指標について

- 食品リサイクル法に基づく定期報告では、発生抑制量などの定量的な情報に加え、判断基準省令の実施状況を把握するため、食品廃棄物の発生の抑制や食品循環資源の管理基準に関する計51項目の内容について報告を受けている。
- 昨年度の検討会において、事業者間の取組状況の違いをより明確に把握するため、定性的な項目として新たに、食品ロス削減や食品リサイクルに係る再生利用、調達・サプライチェーンに関する取組など、食品廃棄物等の発生抑制等に向けた取組状況について情報を収集し、その回答結果を数値化する仕組みを検討。
- また、約1,000の食品関連事業者の協力を得て、これらの新たな定性的項目に関するアンケート調査を実施した。
- これらの取組により、定量指標のみでは把握しきれない内容を整理することが可能となり、食品ロス削減や食品リサイクルの推進に係る優良事例の横展開等への活用が期待されることから、今後、定量指標を補完する指標として更なる精査を進めていく。

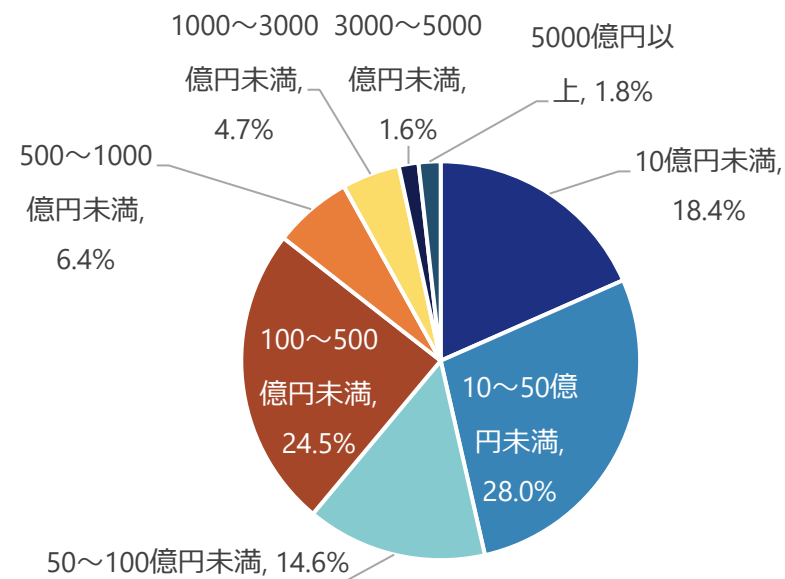
新たな定性項目に関するアンケート調査

食品リサイクル法定期報告を提出した食品関連事業者を対象として、定性項目（案）への模擬回答を依頼。

- 実施時期：令和7年11月
- 対象：2,808社
- 回答数：1,068社



回答者の属性（業種）



回答者の属性（全社売上高）

定量評価で考慮されない事項と制度全体としての補完状況

定量評価だけでは捉えにくい事業者ごとの事情を、定性指標等でどう補っているかを示す。

＜論点＞	＜内容＞	＜制度全体としての補完状況＞
商品・原材料特性の違い	同じ業種でも商品・原材料により廃棄物の出やすさに差がある	対応： 定性指標で原材料の使用合理化・歩留まり改善等の取組を確認し、商品特性に応じた改善努力を評価
製造・加工工程の内製化／外部委託	内製化・外部委託により、自社の発生量の見え方が変わる場合がある	対応： 定性指標でサプライチェーン全体の発生抑制や取引先との連携の取組を確認
災害、感染症等	災害等の一時的・不可抗力的な要因は、通常の削減努力と区別しにくい	対応： 定期報告書に災害等の一時的・不可抗力的な要因等を記載していただくことで、考慮したい。
地域のリサイクル環境	再生利用事業者の立地等により、地域ごとに再生利用の実施しやすさに差がある	対応なし： 再生利用事業者の立地等、地域差そのものを補完する仕組みは設けていない

見える化の仕組み 活用イメージ

- 現在、農林水産省ホームページでは、定期報告の結果を整理し、①業種毎の食品廃棄物の発生量や再生利用の実施量、②市町村毎の食品廃棄物の発生量や再生利用の実施量、③公表に同意した企業毎の発生原単位や再生利用実施率及び定性項目における「適」の割合を掲載。
- これら既に公表されている情報について、グラフ表示やフィルタリング機能により、**業種別・地域別・事業者別のデータ検索**を容易にする。さらに、新たな指標を用いて地域、業界や個社での取組状況を、地域や業界内で比較・分析できるようにすることで、以下のような活用場面が想定される。
- **食品関連事業者による活用**
 - － 自社の傾向・課題の把握
 - ・ 自社の取組状況を確認するとともに、業界や地域との比較を通じて、自社の強みや課題を把握
 - － 同業他社との比較
 - ・ 業種・地域・事業規模が類似する事業者との比較を通じて、自社の取組内容の改善や目標設定に活用
- **業界団体・行政による活用**
 - － 優良事例の把握と横展開
 - ・ 団体や地域において、食品ロス削減や食品リサイクルにおいて成果を上げている企業を把握し、優良な取組事例の横展開を図る
 - － 業界・地域・サプライチェーン段階別の分析
 - ・ 地域において、業種別・地域別・取引段階別にデータを集計・分析し、食品ロス発生状況や課題を把握する。

見える化・評価手法の今後の検討方向

年度	取組	
	①見える化	②評価手法
令和8年度	- Excel形式ではなく、Webサイト上で閲覧可能な新しい様式の検討 - 公表する事項は現行から変更せず、閲覧性・検索性を向上させるもの 団体・企業からのヒアリング、ヒアリング結果の整理	- 定量指標・定性指標の更なる検討 - 評価結果の具体的な活用方法の検討 (活用イメージ) 個社ではなく、地域単位や業界単位での分析 - 総合的な評価の在り方の検討
令和9年度	定期報告のオンライン化 [試行]	- 地域や業界における取組強化のための分析ツールとしての活用を試行・検討 例1：品目Aの製造業で、ばらつきの大きい内容を分析 →優良事例の効果的な横展開に活用 例2：B地方ではC地方よりも肥料化率が高い →更なる要因分析とともに、全国化のための方策を検討 - 上記検討を通じて、評価手法の更なる精査や開示可能な範囲の拡大を検討
令和10年度以降	定期報告のオンライン化 [全面施行]	分析ツールとしての活用策の検討を継続